

◎新潟県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市水渡田281

市野 春夫

就任年月日 令和4年4月1日

2 退任

理事 佐渡市水渡田540-1

香遠 幸夫

退任年月日 令和4年3月31日